

公益財団法人愛知県スポーツ協会普及・広報委員会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第43条の規定に基づき、普及・広報委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 目的及び事業

第2条 委員会は、地域における生涯スポーツの普及振興を図るとともに、協会の目的及び事業等を広報し、スポーツに対する県民の正しい理解を深めることを目的とする。

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯スポーツの普及振興に関すること。
- (2) スポーツ指導者養成に関すること。
- (3) 加盟地域団体の育成強化に関すること。
- (4) 広報の企画に関すること。
- (5) スポーツに関する資料の収集、保存及び提供に関すること。
- (6) 機関紙等の刊行に関すること。
- (7) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 組 織

第4条 委員会は、次の委員をもって構成し、委員の数は18人以内とする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 協会理事から選出された委員 | 2人以内 |
| (2) 加盟地域団体から選出された委員 | 5人以内 |
| (3) 加盟競技団体から選出された委員 | 3人以内 |
| (4) 加盟学校団体から選出された委員 | 2人以内 |
| (5) 愛知県スポーツ局から選任された委員 | 2人以内 |
| (6) 理事長が指名する学識経験者の委員 | 4人以内 |

第4章 役 員

第5条 委員会に次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 委員長 | 1人 |
| 副委員長 | 1人 |

第6条 委員長は、理事長が協会理事から選出された委員の中から指名する。

- 2 副委員長は、委員の互選により決める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第7条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員及び役員に欠員を生じたときは、補充することができる。補充された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員及び役員は、任期満了後といえども後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 委員会

第8条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

第9条 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上でこれを決める。

第10条 この規程は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意により、理事会の承認を得なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。